

## 築上町庁舎建設検討委員会設置要綱

(主旨及び設置)

第1条 築上町庁舎建設に関し、その必要な事項について、総合的な見地から審議するため築上町庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 庁舎建設に係る基本的事項に関すること。
- (2) その他庁舎建設に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項について検討及び協議が終了するときまでとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者を委員とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

2 この施行後、初めて招集される会議は第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集し、委員長が選出されるまでは町長が議長となる。